

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601076号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600386号

第1 結論

請求者のA社における昭和59年9月1日から昭和60年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和59年9月から昭和60年9月までの標準報酬月額については、6万円から16万円とする。

昭和59年9月から昭和60年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年9月1日から昭和60年10月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より著しく低くなっている。病気休暇を取ったことも懲戒処分を受けたこともなく、標準報酬月額が著しく下がることは考えられないので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票により、請求者の標準報酬月額が、昭和59年10月1日の定時決定で16万円とされていたところ、同年9月1日の随時改定で当該定時決定が取り消され、6万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が、請求期間に係る標準報酬月額を著しく減額されるような病気休暇を取得したり、懲戒処分を受けたりした事実を確認できる資料や周辺事情はない。

また、請求者と同期入社の人21人全員について、昭和59年10月1日に、従前の標準報酬月額を増額又は同額とする定時決定が行われており、当該定時決定が取り消され、同年9月1日に減額となる随時改定が行われている者はいない。

このことについて、日本年金機構は、昭和59年9月の随時改定6万円と先に取り消しとなっている同年の定時決定16万円のいずれも正しいとした場合、同年5月の報酬月額が著しく高額でなければならず、いずれかの記録が誤りであると考えるのが妥当であり、当時は賃金が上昇していた時代であったことなどを考えると、賃金が著しく下がる可能性は低く、同年9月の随時改定記録が誤りであると考えるのが妥当である旨回答するとともに、請求者に係る厚生年金保

険被保険者原票の表記について、同年10月1日の標準報酬月額欄の16万円の「1」が表の縦線と重なって見えにくくなっており、また、同年9月1日の欄についても表の縦線と「1」が重なっているようにも見え、当時、原票に記載する際に「160」のゴム印を使用していたことから、スタンプ台に「1」がかかっておらずインクが薄かった状態で原票に記載された可能性も考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が請求者の請求期間に係る標準報酬月額を6万円として届出したとは考え難く、社会保険事務所（当時）における請求者に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められることから、事業主が社会保険事務所に届出した昭和59年9月の健康保険厚生年金保険月額変更届に基づく標準報酬月額は、16万円であると認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は16万円に訂正することが必要である。